

【公売】

公売会当日に持参していただく書類等

個人・法人別一覧表

	印鑑	公的証明書 ※ 1	委任状 ※ 2	商業登記簿 ※ 3	暴力団員等に 該当しない旨の 陳述書等※ 4
個人 (本人)	○本人の認印	○本人			・ 陳述書（個人用） ・ 陳述書（法人用） その他（必要に応じて提出） ・ 入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項 ・ 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項 ・ 自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項 ※また、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている事業者、債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けている事業者は、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しが必要となります。
個人 (代理人が入札する場合)	○代理人(受任者)の認印	○代理人(受任者)	○委任者の実印 が押印されたもの ※印鑑証明書を添付してください。		
法人 (代表者)	○法人の代表者印 ※法人名のみ印は不可。法人名のみ印+法人代表者の認印で可。	○代表者		○法人	
法人 (代理人が入札する場合)	○代理人(受任者)の認印	○代理人(受任者)	○法人の代表者印 が押印されたもの ※印鑑証明書を添付してください。	○法人	

※ 1 公的証明書・・・顔写真付の公的証明書1部（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）もしくは顔写真無の公的証明書2部（住民票、健康保険証等）を持参してください。

※ 2 委任状・・・・・・詳細については、別紙の委任状様式をご確認ください。

※ 3 商業登記簿・・・・公売会当日の受付で提出をお願いいたします。（暴力団員等に該当しない旨の陳述書等に添付が必要。）最高価申込者及び次順位買受者以外の方には、公売会終了後に商業登記簿等を返却いたします。（発行日から3か月以内の最新のもの）

※ 4 陳述書・・・・・・令和2年度税制改正により、「不動産公売における買受け防止措置」が創設され、令和3年年度1月1日以降の公告に係る不動産公売および随意契約に適用されます。入札の際に暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」の提出が必要です。

公売保証金について	公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。 ※金額は売却区分（公売物件）ごとに異なります。 公売会当日の受付時に、現金 による納付となります。 （公売保証金は、落札者とならなかった場合には返還されます。ただし、最高価申込者となった場合は返還いたしませんので、ご注意ください。）
-----------	--